

社会福祉法人慈山会 役員及び評議員の報酬等の支給基準規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈山会(以下「当法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について定める。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 役員に対して、各年度の総額が20万円を超えない範囲で支給することができる。

(理事に対する報酬)

第4条 理事が理事会に出席した場合の報酬として、1日あたり7,000円(源泉徴収額控除後)を支給することができる。

(監事に対する報酬)

第5条 監事については、監事監査、理事会出席及び所轄庁監査立会等に対する報酬として、1日あたり7,000円(源泉徴収額控除後)を支給することができる。

(評議員に対する報酬)

第6条 評議員が評議員会に出席した場合の報酬として、1日あたり7,000円(源泉徴収額控除後)を支給することができる。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第7条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。

2 報酬等は法令に定めるところにより控除すべき金額(源泉徴収税額)を控除して支給す

る。

(費用)

第8条 当法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則(施行期日)

この細則は平成29年4月1日から施行する。

附則(第1次改定)

この規程は令和2年3月1日から施行する。